# 育児休業給付資金事務取扱規則 （令和二年財務省令第三十二号）

#### 第一条（通則）

特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号。以下「法」という。）第百三条の二第一項に規定する育児休業給付資金（以下「資金」という。）の経理の手続については、他の法令に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

#### 第二条（資金の受払い）

資金は、法第百三条の二第二項及び第三項の規定による受入金をもって受けとし、同条第四項の規定による組入金及び同条第五項の規定による繰入金をもって払いとして経理する。

#### 第三条（資金受払簿）

厚生労働大臣は、別紙書式の育児休業給付資金受払簿を備え、前条に規定する資金の受払いを登記しなければならない。

# 附　則

この省令は、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。